

パートナーシップ・ファミリーシップ 届出制度 4月1日開始

～多様な生き方の選択を支援～

市では、4月1日より、性別を問わず、お互いを人生のパートナーとして協力し合う関係にある二人や、同居する子、親などが家族同様の関係にあると届け出た事実を市が証明する「野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始する。

本制度は、令和7年5月31日時点で全国532自治体（30都府県、502市町村）が導入しており、人口カバー率は92.7パーセント、千葉県内では17市が導入しているほか、本市に隣接する市町は既に導入済である。

制度開始により、市営住宅の入居申込ができるようになるほか、住民票の写し又は住民票記載事項証明書に記載される続柄について申し出ることができるようになる。

合わせて、転入出時の手続き簡素化のため、全国の類似の制度を持つ自治体で構成されるパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入手続きを進めている。

●制度開始に伴い、利用可能となる主なサービス

○「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として扱う。

- ・市営住宅の入居申込
- ・犯罪被害者等見舞金や災害弔慰金等の支給

○住民票の続柄表記の変更

住民基本台帳上の続柄については「同居人」に加えて「縁故者」を選択できるようになる。

また、住民基本台帳の記録が変更されるものではないが、パートナーシップ関係にあるお二人からの申出により、住民票の写し又は住民票記載事項証明書に記載される続柄について、「夫（未届）」または「妻（未届）」を追記できるようになる。

市独自の取組であり、他の自治体などで住民票に「夫（未届）」などの記載を約束するものではないが、全国では、14自治体（8年2月26日時点）が同様の取組をしており、県内導入の17市へ確認したところ、千葉県内では初めてとなる。

○申請時に提示することで同居の親族として委任状の提出省略

- ・罹災証明書、救急搬送証明書、税証明書等の交付

●類似の制度を持つ自治体との連携

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークは、令和8年6月1日の加入となる見込み。



問合せ＝人権・男女共同参画推進課・直通 04-7123-1342

代表 04-7125-1111（内線 2576）

野 田 市